

独立行政法人都市再生機構法施行令

内閣は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）及び同法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百二号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 評価委員（第一条）
- 第二章 業務の範囲（第二条・第三条）
- 第三章 業務の実施方法（第四条 第六条）
- 第四章 特定公共施設工事（第七条 第十三条）
- 第五章 賃貸住宅の建替え（第十四条）
- 第六章 利益の処理及び納付金（第十五条 第二十三条）
- 第七章 都市再生債券（第二十四条 第三十三条）
- 第八章 雑則（第三十四条 第三十六条）

## 附則

### 第一章 評価委員

第一条 独立行政法人都市再生機構法（以下「法」という。）第五条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 一人
- 二 国土交通省の職員 一人
- 三 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の役員 一人
- 四 機構に出資した地方公共団体の長が共同推薦した者 一人
- 五 学識経験のある者 三人

2 国土交通大臣は、評価に係る財産の出資者中に初めて機構に出資する地方公共団体があるときは、前項の規定による評価委員のほか、その地方公共団体の長が推薦した者一人（その地方公共団体が二以上あるときは、それらの地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから一人）を評価委員として任命しなければならない。

3 法第五条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

4 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、国土交通省住宅局総務課において処理する。

## 第二章 業務の範囲

(根幹的な都市公園の規模)

第二条 法第十一条第一項第十一号の政令で定める規模は、おおむね四ヘクタールとする。

(委託に基づき建設等を行う住宅)

第三条 法第十一条第三項第二号の政令で定める住宅は、次に掲げる住宅とする。

一 良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特に供給が必要と認められる賃貸住宅

二 公営住宅その他地方公共団体が建設する住宅

三 その大部分が老朽化し、又はその大部分につき住宅としての機能が災害その他の理由により相当程度低下している共同住宅又は長屋(以下この号において「共同住宅等」という。)の建替え(現に存する共同住宅等を除却するとともに、これらの存していた土地の全部又は一部に新たに共同住宅等を建設す

ること（新たに建設する共同住宅等と一体の共同住宅等を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。）をいう。）により新たに建設される共同住宅等

四 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する住宅被災市町村の復興に必要な住宅

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域内におけるその一体的かつ総合的な市街地の再開発の促進に必要な住宅又は同法第三十条に規定する防災都市施設の整備と一体となって同法第二条第三号に規定する特定防災機能を確保するために必要な住宅

六 法第十一条第一項第一号又は第三号の業務の実施と併せて住宅の建設を行うことが必要である場合における当該住宅

七 機構が行う住宅の建設（第一号から第五号までの規定によるものを含む。）と一体として住宅の建設を行うことが適当である場合における当該住宅

### 第三章 業務の実施方法

(関係地方公共団体からの要請)

第四条 法第十四条第一項から第三項までの要請は、これに基づき業務を行うべき地区をその区域に含むすべての都道府県及び市町村が行うものでなければならない。

2 法第十四条第一項から第三項までの規定による業務に関する計画には、当該業務を行うべき地区の名称及び区域、事業の内容(同項の規定による業務に関する計画にあつては、賃貸住宅の戸数)、事業の施行期間その他の基本的事項を記載しなければならない。

(国土交通大臣の求め等に基づき行う業務の実施に必要な都市計画)

第五条 法第十五条第二項第一号の政令で定める都市計画は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める都市計画とする。

一 市街地再開発事業を行う業務 次に掲げる都市計画(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業を行う業務にあつては、イ、ロ又はニに掲げる都市計画)

イ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第三号の高度利用地区に関する都市計画

- ロ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区に関する都市計画
- 八 被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域に関する都市計画
- 二 市街地再開発事業に関する都市計画
- 二 防災街区整備事業を行う業務 次に掲げる都市計画
- イ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一条第一項の規定による特定防災街区整備地区に関する都市計画
- ロ イに掲げる都市計画の決定又は変更に必要な都市計画法第八条第一項第五号の防火地域又は準防火地域に関する都市計画
- 八 防災街区整備事業に関する都市計画
- 三 土地区画整理事業を行う業務 次に掲げる都市計画
- イ 第一号八に掲げる都市計画
- ロ 土地区画整理事業に関する都市計画

四 住宅街区整備事業を行う業務 次に掲げる都市計画

イ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号

）第二十四条第一項の規定による住宅街区整備促進区域に関する都市計画

ロ イに掲げる都市計画の決定又は変更に必要な都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区に関する都市計画又は同項第一号の第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域に関する都市計画

八 住宅街区整備事業に関する都市計画

五 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）による流通業務団地造成事業を行う業務 次に掲げる都市計画

イ 流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項の規定による流通業務地区に関する都市計画

ロ 都市計画法第十一条第一項第十号の流通業務団地に関する都市計画

2 都市計画法第八条第一項第一号の工業専用地域に関する都市計画その他の法第十三条第一項又は第十四条第一項から第三項までの規定による業務に関する計画の内容を実現する上で支障となる都市計画が定め

られている場合における法第十五条第二項第一号の政令で定める都市計画は、前項各号に定めるもののほか、当該支障となる都市計画の変更に係る都市計画とする。

(建設又は管理に関する業務について投資することができる建築物)

第六条 法第十七条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

- 一 住宅
- 二 医療施設又は社会福祉施設
- 三 託児所又は児童遊戯施設
- 四 店舗又は事務所
- 五 倉庫、車庫又は駐車場
- 六 健全な娯楽用施設又はスポーツ用施設
- 七 集会場又は展示場

第四章 特定公共施設工事

(道路管理者の権限の代行)

第七条 機構が法第十八条第一項第一号に定める工事を施行する場合において、同条第二項の規定により機構が道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者（以下単に「道路管理者」という。）に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第一号及び第二号を除く。）に掲げるもの

二 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。

三 道路法第九十一条第一項の規定による許可を与え、並びに同条第三項及び第四項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

四 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号。以下「共同溝整備法」という。）

（第五条第一項の規定により意見を求めること。

五 共同溝整備法第六条第一項の規定により共同溝整備計画を作成すること。

六 共同溝整備法第七条第一項及び第二項の規定による通知をし、同条第一項の規定により意見書の提出を求め、並びに同条第四項の規定により意見を聴くこと。

- 七 共同溝整備法第八条の規定により共同溝の建設を廃止し、及び通知すること。
- 八 共同溝整備法第十二条第二項の規定により申請を却下し、及び通知すること。
- 九 共同溝整備法第十四条第一項の規定により許可をすること。
- 十 共同溝整備法第十七条の規定により認可をすること。
- 十一 共同溝整備法第十八条第一項の規定による届出を受理すること。
- 十二 共同溝整備法第十九条の規定により公益物件の敷設に関する工事の中止又は公益物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。
- 十三 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。
- 十四 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。
- 十五 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）

又は第十四条第二項の規定による届出を受理すること。

十六 電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可をすること。

十七 電線共同溝整備法第十五条第一項の規定による承認をすること。

十八 電線共同溝整備法第十六条第二項の規定により電線の敷設に関する工事の中止又は電線の改造、移転若しくは除却その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十九 電線共同溝整備法第二十条第二項の規定により必要な指示をすること。

二十 電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議をすること。

二十一 電線共同溝整備法第二十六条に規定する処分をすること。

二十二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）第七条第二項第一号の規定による届出を受理すること。

2 機構は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第六号から第八号までに係る部分に限る。）、第五号、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号（意見の聴取に係る部分を除く。）、第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならない。

3 機構は、前項の権限又は第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第十八号に係る部分に限る。）、「第四号、第七号、第十二号、第十四号（意見の聴取に係る部分に限る。）」、「第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

（公園管理者の権限の代行）

第八条 機構が法第十八条第一項第二号に定める工事を施行する場合において、同条第二項の規定により機構が都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十四条第一項に規定する地方公共団体である公園管理者（以下単に「公園管理者」という。）に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 都市公園法第六条第一項又は第三項（これらの規定を同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与え、及び同法第八条（同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

二 都市公園法第九条（同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

三 都市公園法第十条第二項（同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。

四 都市公園法第十一条第一項（同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第一号に係る部分に限り、同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により処分をし、若しくは措置を命じ、又は同法第十一条第三項前段（同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。

五 都市公園法第十二条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

2 機構は、前項第一号又は第二号に掲げる権限を行おうとする場合には、公園管理者の同意を得なければならぬ。

3 機構は、第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を公園管理者に通知しなければならない。

(公共下水道管理者又は都市下水路管理者の権限の代行)

第九条 機構が法第十八条第一項第三号に定める工事を施行する場合において、同条第二項の規定により機構が下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者(以下単に「公共下水道管理者」という。)又は同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者(以下単に「都市下水路管理者」という。)に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 下水道法第十五条(同法第三十一条において準用する場合を含む。)(の規定により工事の施行について協議し、及び工事を施行させること。

二 下水道法第十六条(同法第三十一条において準用する場合を含む。)(の規定により工事を行うことの承認をし、及び同法第三十三条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

三 下水道法第十七条(同法第三十一条において準用する場合を含む。)(の規定により工事の施行に要する費用の負担について協議すること。

四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項の規定により協議し、並びに同法第三十三条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

五 下水道法第二十九条第一項の規定による許可を与え、及び同法第三十三条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

六 下水道法第三十二条の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくは委任を受けた者にこれらの行為をさせ、並びにこれらの行為による損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

七 下水道法第三十八条第一項若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により処分をし、若しくは措置を命じ、又は同条第三項前段の規定によりその措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。

八 下水道法第三十八条第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

九 下水道法第四十一条の規定により協議すること。

2 機構は、前項第四号、第五号又は第九号に掲げる権限を行おうとする場合には、公共下水道管理者又は都市下水道管理者の同意を得なければならない。

3 機構は、第一項第四号、第五号、第七号又は第九号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を公共下水道管理者又は都市下水路管理者に通知しなければならない。

(河川管理者の権限の代行)

第十条 機構が法第十八条第一項第四号に定める工事を施行する場合において、同条第二項の規定により機構が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条に規定する河川管理者（同法第百条第一項において準用する同法第十条の規定により河川を管理する者を含む。）に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 河川法第十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川管理施設及び他の工作物の新築又は改築に関する工事の施行について協議すること。

二 河川法第十九条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により他の工事を施行すること。

三 河川法第二十一条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により損失の補償について協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を施行することを要求し、並びに裁決を申

請すること。

四 河川法第六十六条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川管理施設及び他の工作物の新築又は改築に関する工事の施行に要する費用の負担について協議すること。

五 河川法第八十九条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により他人の占有する土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせ、並びにこれらの行為による損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

（権限の代行の期間）

第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

- 一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）及び第三号（損失の補償に係る部分に限る。）に掲げる権限

二 第八条第一項第五号に掲げる権限

三 第九条第一項第六号（損失の補償に係る部分に限る。）及び第八号に掲げる権限

四 前条第三号及び第五号（損失の補償に係る部分に限る。）に掲げる権限

（特定公共施設工事の施行に要する費用の範囲等）

第十二条 法第二十二條第一項の特定公共施設工事の施行に要する費用の範囲は、当該特定公共施設工事の施行のため必要な本工事費、附帯工事費、測量試験費、用地費、補償費、機械器具費、営繕費、事務費及び借入金の利息とする。

2 機構が法第十八條の規定により道路の新設又は改築に関する工事を行う場合において、道路管理者が当該道路について共同溝整備法第二十条第一項又は電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに機構に支払わなければならない。この場合において、前項の費用の額は、同項の費用の額から機構に支払われた当該負担金に相当する額を控除した額とする。

第十三条 法第二十二條第四項の規定による支払金は、年賦支払の方法（当該支払金を支払うべき者の申出

がある場合その他国土交通大臣が定める場合にあつては、その全部又は一部につき一時支払の方法）により支払うものとする。

2 前項の年賦支払の支払期間（据置期間を含む。）は、国土交通大臣の定める期間とし、当該特定公共施設工事の完了の日の属する年度の翌年度から起算するものとする。

3 第一項の支払金の利率は、当該特定公共施設工事の施行に要する費用の財源とされる借入金の利率、都市再生債券の利率その他の金利水準を勘案して国土交通大臣が定める率とする。

## 第五章 賃貸住宅の建替え

### （賃貸住宅の耐用年限）

第十四条 法第二十六条第一項第一号の政令で定める耐用年限は、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第十二条第一項の表の上欄各項に定める区分に応じて、それぞれ同表の下欄各項に定める耐用年限とする。

## 第六章 利益の処理及び納付金

（毎事業年度において国庫等に納付すべき額の算定方法）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（以下「毎事業年度において国庫等に納付すべき額」という。）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 当該事業年度における通則法第四十四条第一項に規定する残余の額

二 当該事業年度の末日における政府及び地方公共団体からの出資金の額の合計額の二分の一に相当する額から当該事業年度の前事業年度までに積み立てた積立金の額を減じて得た額

2 機構は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付しようとするときは、当該毎事業年度において国庫等に納付すべき額を政府及び当該地方公共団体からの出資金の額に応じて按分<sup>あん</sup>するものとする。

3 前項に規定する出資金の額は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じた事業年度の開始の日における政府及び地方公共団体からの出資金の額（同日後当該事業年度中に政府又は地方公共団体から機構に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数

で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額」とする。

(事業年度納付金の納付の手續)

第十六条 機構は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じたときは、法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項の規定による納付金(以下「事業年度納付金」という)の計算書に、当該事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該事業年度納付金の計算の基礎を明らかにした書類(次項及び第十九条第二項において「添付書類」という)を添付して、当該事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを国土交通大臣及び機構に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の事業年度納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

(事業年度納付金の納付期限)

第十七条 事業年度納付金は、当該事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(国庫に納付すべき事業年度納付金の帰属する会計)

第十八条 国庫に納付する事業年度納付金については、第十五条第二項の規定により国庫に納付する事業年度納付金の額を政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じた事業年度の開始の日における政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定からの出資金の額（同日後当該事業年度中に政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定から機構に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第十九条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第三十三条第二項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に

における法第十一条に規定する業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を国土交通大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第三十三条第二項の規定による承認を受けなければならない。

一 法第三十三条第二項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、第十六条第一項の事業年度納付金の計算書を提出したときは、これに添付した添付書類と同一の書類は、提出することを要しない。

(中期目標の期間経過後の残余の額の按分方法)

第二十条 機構は、法第三十三条第四項の規定により同項に規定する残余の額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付しようとするときは、当該残余の額を政府及び当該地方公共団体からの出資金の額に応じて按分するものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、同項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府及び地方公共団体からの出資金の額（同日後当該中期目標の期間中に政府又は地方公共団体から機構に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

（中期目標期間納付金の納付の手續）

第二十一条 機構は、法第三十三条第四項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「中期目標期間納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該中期目標期間納付金の計算の基礎を明らかにした書類（次項において「添付書類」という。）を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日まで、これを国土交通大臣及び機構に出資した地方公共団体に提出しなければならない。ただし、国土交通大臣に第十六条第一項の事業年度納付金の計算書又は第十九条第一項の承認申請書を提出したときはこれらに添付した書類と同一の書類、機構に出資した地方公共団体に第十六条第一項の事業年度納付金の計算書を提出したときはこれに添付した書類と同一の書類は、それぞれ、国土交通大臣又は機構に出資した地

方公共団体に提出することを要しない。

2 国土交通大臣は、中期目標期間納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

(中期目標期間納付金の納付期限)

第二十二條 中期目標期間納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならぬ。

(国庫に納付すべき中期目標期間納付金の帰属する会計)

第二十三條 国庫に納付する中期目標期間納付金については、第二十条第一項の規定により国庫に納付する中期目標期間納付金の額を政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、法第三十三条第四項に規定する残余の額を生じた中期目標の期間の開始の日における政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定からの出資金の額(同日後当該中期目標の期間中に政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定から機構に出資があつたときは、当該出資

があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額」とする。

## 第七章 都市再生債券

### (形式)

第二十四条 都市再生債券は、無記名利札付きとする。

### (発行の方法)

第二十五条 都市再生債券の発行は、募集の方法による。

### (都市再生債券申込証)

第二十六条 都市再生債券の募集に応じようとする者は、都市再生債券申込証にその引き受けようとする都市再生債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある都市再生債券（次条第二項において「振替都市再生債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該都市再生債券の振替を行うための口座（同条第

二項において「振替口座」という。）を都市再生債券の申込証に記載しなければならない。

3 都市再生債券申込証は、機構が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

- 一 都市再生債券の名称
- 二 都市再生債券の総額
- 三 各都市再生債券の金額
- 四 都市再生債券の利率
- 五 都市再生債券の償還の方法及び期限
- 六 利息支払の方法及び期限
- 七 都市再生債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(引受け)

第二十七条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が都市再生債券を引き受ける場合又は都市再生債券の募集の委託を受けた会社が自ら都市再生債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替都市再生債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替都市再生債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。

(成立の特則)

第二十八条 都市再生債券の応募総額が都市再生債券の総額に達しないときでも都市再生債券を成立させる旨を都市再生債券申込証に記載したときは、その応募額をもって都市再生債券の総額とする。

(払込み)

第二十九条 都市再生債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各都市再生債券につきその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第三十条 機構は、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、都

市再生債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は都市再生債券の応募若しくは引受けをしようとする者がその応募若しくは引受けに際し都市再生債券につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第二十六条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（都市再生債券原簿）

第三十一条 機構は、主たる事務所に都市再生債券原簿を備えて置かなければならない。

2 都市再生債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

一 都市再生債券の発行の年月日

二 都市再生債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、都市再生債券の数及び番号）

三 第二十六条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合）

第三十二条 都市再生債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

(発行の認可)

第三十三条 機構は、法第三十四条第一項の規定により都市再生債券の発行の認可を受けようとするときは、都市再生債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 都市再生債券の発行を必要とする理由
- 二 第二十六条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
- 三 都市再生債券の募集の方法
- 四 都市再生債券の発行に要する費用の概算額
- 五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする都市再生債券申込証

二 都市再生債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面

三 都市再生債券の引受けの見込みを記載した書面

## 第八章 雑則

(他の法令の準用)

第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）

二 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十五条第一項、第二十八条ノ二から第三十一条まで、第三十五条第三項、第六十一条及び第百六条第二項（同法第四百四十八条第一項において準用する場合を含む。）

三 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）

- 四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書（大深度地下の公共的使用に  
関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する場合を含む。）、第十五条第  
一項（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第九条において準用する場合を含む。）、第十七条  
第一項第一号（土地収用法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第二項第五  
号、第二十一条（同法第三百三十八条第一項及び公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律  
第二百五十号）第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。  
）、第八十二条第五項及び第六項（これらの規定を土地収用法第三百三十八条第一項において準用する場  
合を含む。）、第八十三条第三項（同法第八十四条第三項（同法第三百三十八条第一項において準用する  
場合を含む。）及び第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第一項ただし  
書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十五条第一項ただし書（同  
法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。））
- 五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項第一号（法第十一条第二項第一号又は  
第二号の業務として森林法第十条の二第一項に規定する開発行為を行う場合に限る。））

- 六 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第七十八条第一項
- 七 都市公園法第九条（同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）
- 八 公共用地の取得に関する特別措置法第四条第二項第五号（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第五条ただし書（同法第四十五条において準用する場合を含む。）
- 九 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十一条
- 十 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七条第三項及び第八条第八項
- 十一 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十二条第一項並びに第八十条第一項

十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第四項及び

### 第十三条

十三 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条第八項

十四 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条第一項第三号

十五 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六条第一項第三号

十六 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第

### 四十四号）第四条第二項

十七 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十七条第三項

十八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項第三号及び第二百八十一

### 条第一項

十九 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

### 第十四条

二十 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項第一号、第十四条第二項第九号、第十

八条及び第三十九条ただし書

二十一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条

二十二 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第九十条

二十三 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び

第十八条第四項において準用する場合を含む。）

二十四 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）第三十六条の三、第三十七条の二及び第三

十八条の三

二十五 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第五項及び第六項第一号

二十六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第

三百六号）第四条及び第十二条

二十七 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第

二百六十六号）第六条

二十八 被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

<p>行政代執行法第六条第三項</p>	<p>事務費の所屬に従い、国庫又は地方公共団体の経済</p>	<p>独立行政法人都市再生機構</p>
<p>不動産登記法第三十五条第三項</p>	<p>命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公署ノ職員</p>	<p>独立行政法人都市再生機構ノ理事長ガ指定シソノ旨ヲ官報ヲ以テ公告シタル独立行政法人都市再生機構ノ役員又ハ職員</p>
<p>土地収用法第二十一条第一項（同法第三百三十八条第一項及び公共用地の取得に関する特別措置法第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）に</p>	<p>行政機関若しくはその地方支分部局の長</p>	<p>独立行政法人都市再生機構</p>

<p>において準用する場合を含む。）</p>	<p>行政機関又はその地方支分部局の長</p>	<p>独立行政法人都市再生機構</p>
<p>土地収用法第二十一条第二項（同法第三百二十八条第一項及び公共用地の取得に関する特別措置法第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）</p>	<p>当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長</p>	<p>独立行政法人都市再生機構</p>
<p>土地収用法第二百二十二条第一項ただし書（同法第三百二十八条第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長</p>	<p>独立行政法人都市再生機構</p>

第三十五条 勅令及び政令以外の命令であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。

(国家公務員共済組合法の適用)

第三十六条 機構又は機構の役員若しくは職員(常時勤務に服することを要しない者を除く。)は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等若しくは公庫等又は特定公庫等役員若しくは公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

#### 附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、公布の日から施行する。

(承継計画書の作成基準)

第二条 法附則第三条第一項の承継計画書は、機構の成立の時に於いて地域振興整備公団(以下「地域公団」という。)が有する旧地方都市開発整備等業務に係る権利及び義務について、次に掲げる事項を基準として定めるものとする。

一 資産及び債務(次号に規定する債務を除く。以下この号において同じ。)については、法附則第十六

条の規定による改正前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「旧地域公団法」という。）第二十四条の二（法附則第六十条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四十二条及び法附則第六十四条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する地方都市開発整備等業務に係る勘定に属するもの（旧地域公団法第十九条第一項第一号八に掲げる業務のうち同項第三号の規定による工場用地の造成と併せて行われるものに係る資産及び債務を除く。）を機構が承継するものとする。

二 機構の成立の時に現に地域公団が発行している債券に係る債務については、法附則第三条第四項の規定により国土交通大臣が経済産業大臣に協議して定めたものを機構が承継するものとする。

三 職員の雇用契約については、機構の成立の時に現に地域公団に在籍する職員のうち、当該職員の人数にイからホまでに掲げる業務に専ら従事する職員の定員に対するイに掲げる業務に専ら従事する職員の定員の割合を乗じた人数に相当する職員の雇用契約を機構が承継することを基本とするものとする。

ること。この場合においては、承継後における機構の業務の円滑な遂行に支障を生じさせないよう配慮しなければならない。

イ 旧地方都市開発整備等業務

ロ 旧地域公団法第二十四条の二に規定する工業再配置業務

ハ 次に掲げる業務（ロに掲げるものを除く。）

(1) 法附則第六十条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十二条の規定により読み替えて適用される旧地域公団法第二十四条の二に規定する工業再配置等業務

(2) 法附則第六十二条の規定による改正前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第十二条の規定により読み替えて適用される旧地域公団法第二十四条の二に規定する工業再配置等業務

(3) 法附則第六十四条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第九条の規定により読み替えて適用される旧地域公団法第二十四条の

二に規定する工業再配置等業務

(4) 法附則第六十五条の規定による改正前の新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第二十

七条又は附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用される旧地域公団法第二十四条の二に規定する工業再配置等業務

二 旧地域公団法附則第十条第一項から第三項までの業務

ホ 法附則第三十七条の規定による改正前の旧産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）附則第四項前段の業務

四 前三号に掲げる権利及び義務以外の旧地方都市開発整備等業務に係る権利及び義務については、機構が承継するものとする。

（評価に関する規定の準用）

第三条 第一条第一項、第三項及び第四項の規定は、法附則第三条第七項（法附則第四条第八項において準用する場合を含む。）の評価委員その他評価について準用する。この場合において、第一条第一項中「必要の都度、次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者」と、同項第三号中「役員」とあるのは「役員（機

構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法第十五条第一項の設立委員」と、同項第四号中「機構に出資した地方公共団体」とあるのは「法附則第四条第七項に規定する地方公共団体」とする。

（都市基盤整備公団の解散の登記の嘱託等）

第四条 法附則第四条第一項の規定により都市基盤整備公団（以下「都市公団」という。）が解散したときは、国土交通大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（交付金の金額）

第五条 法附則第五条第一項の政令で定める金額は、千四百二億千七百九十万五千四百十六円とする。

（機構が当分の間行うことができる業務に関する特例）

第六条 法附則第十二条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十九条第一項中「法第三十三条第二項」とあるのは「法附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三条第二項」と、「法第十一条」とあるのは「法第十一条及び附則第十二条第一項」と、附則第八条中「法

附則第二十一条第一項の政令で定める公共の用に供する施設」とあるのは「法附則第二十一条第一項の政令で定める公共の用に供する施設、法附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用する法附則第二十一条第一項の旧地域公団法第十九条第一項第一号八の政令で定める公共の用に供する施設及び法附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用する法附則第二十一条第一項の法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第二十八条第一項第七号の政令で定める公共の用に供する施設」と、附則第九条中「法附則第二十一条第一項」とあるのは「法附則第二十一条第一項（法附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2 法附則第十二条第一項の規定により機構が同項第一号の業務を行う場合には、第三十四条第一項第五号中「法第十一条第二項第一号又は第二号」とあるのは、「法第十一条第二項第一号若しくは第二号又は附則第十二条第一項第一号」とする。

第七条 法附則第十三条第一項の規定により機構が鉄道業務を行う場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

	第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項	法第三十三条第一項	法附則第十三条第四項の規定により読み替えて適用する法第三十三条第一項
	第十五条第一項第一号	当該事業年度の	当該事業年度の都市再生業務に係る勘定
	第十五条第一項第二号、第二項及び第三項、第十八条	の出資金	都市再生業務に充てるべきものとして出資された出資金
	第十五条第一項第二号	積み立てた	都市再生業務に係る勘定において積み立てた
	第十五条第二項、第十六条第一項	出資した	都市再生業務に充てるべきものとして出資した
	第十五条第三項、第十八条第二項	に出資があった	に都市再生業務に充てるべきものとして出資があった
	第十六条第一項	計算書に、	計算書に、都市再生業務に係る勘定における
	第十九条第一項	法第三十三条第二項	法附則第十三条第四項の規定により読み替えて適用する法第三十三条第二項
法第十一条			法第十一条及び附則第十三条第一項

<p>第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第二項</p>	<p>法第三十三条第四項</p>	<p>法附則第十三条第二項の規定により区分される勘定のそれぞれにつき、法第三十三条第四項</p>
<p>第二十条第一項、第二十一条第一項</p>	<p>出資した</p>	<p>当該勘定に係る業務に充てるべきものとして出資した</p>
<p>第二十条、第二十三条</p>	<p>の出資金</p>	<p>当該勘定に係る業務に充てるべきものとして出資された出資金</p>
<p>第二十条第二項</p>	<p>同項</p>	<p>法附則第十三条第二項の規定により区分される勘定のそれぞれにつき、前項</p>
<p>第二十条第二項、第二十三条第二項</p>	<p>に出資があった</p>	<p>に当該勘定に係る業務に充てるべきものとして出資があった</p>
<p>第二十一条第一項</p>	<p>計算書に、</p>	<p>計算書に、当該勘定における</p>
<p>第二十三条第一項</p>	<p>第二十条第一項</p>	<p>法附則第十三条第二項の規定により区分される勘定のそれぞれにつき、第二十条第一項</p>

（無利子貸付けの対象となる公共の用に供する施設）

第八条 法附則第二十一条第一項の政令で定める公共の用に供する施設は、道路、公園、下水道、河川、砂防設備及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

（無利子貸付金の償還方法）

第九条 法附則第二十一条第一項の規定による貸付金の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

（社会資本整備関連特定工事に要する費用の範囲等）

第十条 第十二条第一項の規定は法附則第二十二条第一項の費用の範囲について、第十二条第二項の規定は機構が法第十八条の規定により社会資本整備関連特定工事を施行する道路につき道路管理者が共同溝整備法第二十条第一項の規定による負担金を徴収した場合について、第十三条の規定は法附則第二十二条第二項の規定による支払の方法について準用する。この場合において、第十二条第二項中「前項」とあるのは、「附則第十条において準用する第十二条第一項」と読み替えるものとする。

（地域振興整備公団法施行令の一部改正）

第十一条 地域振興整備公団法施行令（昭和三十七年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「第十九条の三第一項」を「第十九条の二第一項」に改める。

第二条を削る。

第三条（見出しを含む。）中「第十九条の五」を「第十九条の三」に改め、同条を第二条とする。

第四条の見出し中「工業再配置業務に係る勘定における」を削り、同条中「法第二十四条の二に規定する工業再配置業務に係る」を「地域振興整備公団（以下「公団」という。）の」に、「同条に規定する工業再配置業務に係る」を「公団の」に改め、同条を第三条とする。

第四条の二を第四条とする。

第四条の三中「国土交通大臣及び」を削り、同条を第四条の二とする。

第四条の四を第四条の三とする。

第七条第三項中「地域振興整備公団（以下「公団」という。）」を「公団」に改める。

第十四条第一項中「国土交通大臣及び」を削る。

第十七条第一項第一号中「、第百六条第二項並びに第百四十八条」を削り、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号

とし、第九号を第六号とし、同項第十号中「、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項、第六十二条第一項並びに第八十条第一項」を「並びに第五十八条の六第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第十一号を第八号とし、第十二号から第十七号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十八号中「及び第二百八十一条第一項」を削り、同号を同項第十五号とし、同項中第十九号を第十六号とし、第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第十七号とし、第二十三号を第十八号とし、同項第二十四号中「及び第六項第一号」を削り、同号を同項第十九号とし、同項中第二十五号を第二十号とし、第二十六号を第二十一号とし、同条第二項の表土地収用法第二十一条第一項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の項、土地収用法第二十一条第二項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の項、土地収用法第二百二十二条第一項ただし書（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の項、公共用地の取得に関する特別措置法第八条（第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条第一項の項及び公共用地の取得に関する特別措置法第八条（第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条第二項の項を削る。

附則第三項を次のように改める。

(利益の処理及び納付金の特例)

3 法附則第十条第一項から第三項までの規定により公団の業務が行われる場合には、第三条中「額は、積立金」とあるのは「額は、法附則第十条第一項から第三項までの業務以外の業務(以下「工業再配置等業務」という。)に係る勘定における積立金」と、「資本金」とあるのは「工業再配置等業務に係る資本金」と、「額とし、積立金」とあるのは「額とし、工業再配置等業務に係る勘定における積立金」と、第四条の二第一項中「計算書に、」とあるのは「計算書に、工業再配置等業務に係る勘定における」と、第四条の三中「の出資金」とあるのは「工業再配置等業務に充てるべきものとして出資された出資金」と、同条第二項中「に出資があつた」とあるのは「に工業再配置等業務に充てるべきものとして出資があつた」とする。

附則第四項を削る。

(地域振興整備債券原簿等に関する経過措置)

第十二条 法附則第三条第一項の規定により機構が地域公団の義務を承継した時において発行されている地域振興整備債券に係る地域振興整備債券原簿及び利札に関する地域振興整備公団法施行令第十二条及び第

十三条の規定の適用については、同令第十二条第一項中「公団は」とあるのは「独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第三条第一項の規定により独立行政法人都市再生機構が承継する地域振興整備債券（以下この項において「承継地域振興整備債券」という。）の償還及びその利息の支払を完了するまでの間」と、「地域振興整備債券原簿」とあるのは「承継地域振興整備債券に係る地域振興整備債券原簿」と、同令第十三条第一項中「地域振興整備債券」とあるのは「独立行政法人都市再生機構法附則第三条第一項の規定により独立行政法人都市再生機構が公団の義務を承継した時において発行されている地域振興整備債券」と、同条第二項中「公団」とあるのは「公団又は独立行政法人都市再生機構」とする。

（都市基盤整備公団法施行令の廃止）

第十三条 都市基盤整備公団法施行令（平成十一年政令第二百五十四号）は、廃止する。

（都市基盤整備公団法施行令の廃止に伴う経過措置）

第十四条 都市公団が法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下「旧都市公団法」という。）第五十五条第一項の規定により発行した都市基盤整備債券に係る都

市基盤整備債券原簿及び利札については、前条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法施行令（以下「旧都市公団法施行令」という。）第二十八条及び第二十九条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧都市公団法施行令第二十八条第一項中「公団は」とあるのは「独立行政法人都市再生機構は、都市基盤整備債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間」と、同条第二項第三号中「第二十三条第三項第一号」とあるのは「独立行政法人都市再生機構法施行令附則第十三条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法施行令第二十三条第三項第一号」と、旧都市公団法施行令第二十九条第二項中「公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

第十五条 旧都市公団法施行令第三十一条（第一項第二十七号及び第二項の表登記手数料令第七条の項に係る部分に限る。）の規定は、平成十七年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。この場合において、旧都市公団法施行令第三十一条第一項中「公団」とあり、及び同条第二項の表登記手数料令第七条の項中「都市基盤整備公団」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第十六条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の三十九第一項中「から第三条の四まで」を「若しくは第三条の三」に、「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第三項中「公団等」を「機構等」に、「第二百二十三条」を「第二百二十三条第一項」に改める。

第七百七十四条の四十九の十八第一項中「から第三条の四まで」を「若しくは第三条の三」に、「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第二項中「第二百二十三条」を「第二百二十三条第一項」に改める。

第七百七十四条の四十九の二十の二第一項中「から第三条の四まで」を「若しくは第三条の三」に、「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第二項中「第二百二十三条」を「第二百二十三条第一項」に改める。

別表第一土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和三十四年政令第二百四十号）の項を削り、同表新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）の項中「、都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削り、同表近畿圏の

近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第百五十七号）の項を削り、同表流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三号）の項中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の項第一号及び第二号中「公団等」を「機構等」に改め、同表新都市基盤整備法施行令（昭和四十七年政令第四百三十一号）の項中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同表大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の項第一号及び第二号中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 この政令の施行前に都市公団により首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第六項の工業団地造成事業が施行された土地について附則第二十六条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和三

四年政令第二百四十号) 第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務及びこの政令の施行前に都市公団により近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四百十五号) 第二条第四項の工業団地造成事業が施行された土地について附則第三十七条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令(昭和四十年政令第五百五十七号) 第八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、それぞれ、前条の規定による改正前の地方自治法施行令別表第一首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令(昭和三十四年政令第二百四十号) の項及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令(昭和四十年政令第五百五十七号) の項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

2 機構が法附則第十二条第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三百三十四号) 第二条第一項の新住宅市街地開発事業については、前条の規定による改正前の地方自治法施行令別表第一新住宅市街地開発法施行令(昭和三十八年政令第三百六十五号) の項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同表新住宅市街地開発法施行令(昭和三十八年政令第三百

六十五号)の項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」とする。

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

第十八条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一号中「都市基盤整備公団(都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号))」を「独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団(同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)以下この号において「旧都市基盤整備公団法」という。)」に、「並びに都市基盤整備公団法」を「並びに旧都市基盤整備公団法」に改める。

第九条の四第七十七号を次のように改める。

七十七 独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団

(自衛隊法施行令の一部改正)

第十九条 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第十中第五十四号を削り、第五十五号を第五十四号とし、第五十六号から第六十四号までを一号ずつ繰り上げる。

(学校給食法施行令等の一部改正)

第二十条 次に掲げる政令の規定中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

- 一 学校給食法施行令(昭和二十九年政令第二百十二号)第四条第二項第一号イ
- 二 首都圏整備法施行令(昭和三十二年政令第三百三十三号)第十一条第一号並びに第十五条第一号の表第五条第一号に規定する事項に係る事業の項、第七条第一号に規定する事項に係る事業の項及び第十一条に規定する事項に係る事業の項
- 三 義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令(昭和三十三年政令第百八十九号)第五条第一号イ
- 四 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第三十八条の十
- 五 生産緑地法施行令(昭和四十九年政令第二百八十五号)第二条
- 六 農住組合法施行令(昭和五十六年政令第百七十号)第一条第二号
- 七 住宅・都市整備公団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(昭和五十六年政令第二百六十八号)

（附則第二条及び第四条

八 被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第五条

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第二十一条 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「都市基盤整備公団が」を「独立行政法人都市再生機構が」に、「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団が土地区画整理事業を施行する場合における地域振興整備公団総裁」を「独立行政法人都市再生機構理事長」に改める。

第七十八条第一項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法施行令の一部改正）

第二十二条 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二中「独立行政法人海洋研究開発機構」の下に「、独立行政法人都市再生機構」を加える。

(都市公園法施行令の一部改正)

第二十三条 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「法第五条第三項又は法第九条(法第二十三条第三項においてこれらの規定を」を「法第九条(法第二十三条第三項において」に改め、同項第一号中「都市基盤整備公団が設置し、又は管理するものその他」を削る。

(都市公園法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 機構が法附則第十二条第一項の規定により設置し、又は管理する公園施設については、前条の規定による改正前の都市公園法施行令第二十条第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「都市基盤整備公団」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」とする。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第二十五条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第一号中「都市基盤整備公団(都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号))」

を「独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団（同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下「旧都市基盤整備公団法」という。））」に、「並びに都市基盤整備公団法」を「並びに旧都市基盤整備公団法」に改め、同条第二項第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団」に改める。

附則第三十三条中「及び都市基盤整備公団法附則第六条第一項」を「、旧都市基盤整備公団法附則第六条第一項及び独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項」に改める。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第十二条第一項を削り、同条第二項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、同項を同条とする。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 機構が法附則第十二条第一項の規定により行う首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第七項の造成敷地等及び同条第八項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令(第十二条第一項を除く。)の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

2 この政令の施行前に都市公団により首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第六項の工業団地造成事業が施行された土地について前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、同令第十二条第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

(公団等の恩給納付金に関する政令の一部改正)

第二十八条 公団等の恩給納付金に関する政令(昭和三十四年政令第二百六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「都市基盤整備公団、」を「独立行政法人都市再生機構、」に、「都市基盤整備公団法(平成

十一年法律第七十六号)を「独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)附則第二十条の規定によりなおその効力を有するとされた旧都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)」に、「又は都市基盤整備公団」を「又は独立行政法人都市再生機構」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正)

第二十九条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号中「独立行政法人統計センター」の下に「、独立行政法人都市再生機構」を加え、同表第四号中「、都市基盤整備公団」を削る。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第三十条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構(独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第

十八条の規定による廃止前の」に改める。

第四十三条第四項第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団を含む。）」に改める。

（国の利害に係りのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令等の一部改正）

第三十一条 次に掲げる政令の規定中「、都市基盤整備公団」を削る。

一 国の利害に係りのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める

政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）本則

二 独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第三百二十九

号）本則

三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第一条

（住宅地債券及び宅地債券令の一部改正）

第三十二条 住宅地債券及び宅地債券令（昭和三十八年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 住宅宅地債券令

第一条第一項中「、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び都市基盤整備公団宅地債券」を「及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券」に、「宅地債券等」を「住宅宅地債券」に改め、同条第三項中「宅地債券等」を「住宅宅地債券」に改める。

第二条の見出し中「宅地債券等」を「住宅宅地債券」に改め、同条中「、沖縄振興開発金融公庫又は都市基盤整備公団」を「又は沖縄振興開発金融公庫」に、「宅地債券等」を「住宅宅地債券」に、「さらに」を「更に」に改める。

第三条の見出しを「（住宅宅地債券申込証）」に改め、同条第一項中「宅地債券等」を「住宅宅地債券」に改め、「又は宅地債券申込証（以下「宅地債券申込証等」という。）」を削り、同条第二項中「宅地債券申込証等」を「住宅宅地債券申込証」に改め、同項第一号から第五号までの規定中「宅地債券等」を「住宅宅地債券」に改め、同条第三項中「宅地債券申込証等」を「住宅宅地債券申込証」に改める。

第四条第一項中「宅地債券等」を「住宅宅地債券」に改め、「、都市基盤整備公団宅地債券にあつては

都市基盤整備公団に係る宅地債券積立者に」を削り、同条第二項中「又は宅地債券積立者」、  
「住宅宅地債券積立者にあつては」及び「、宅地債券積立者にあつては都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第三十四条第二項の規定による特別の定め又は新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）第六条中同令第五条第二号に係る部分の規定の適用を受けることを希望する者」を削り、「宅地債券等」を「住宅宅地債券」に改める。

第五条中「宅地債券等」を「住宅宅地債券」に、「宅地債券申込証等」を「住宅宅地債券申込証」に改める。

第六条及び第七条第一項ただし書中「宅地債券等」を「住宅宅地債券」に改める。

第八条の見出しを「（住宅宅地債券原簿）」に改め、同条第一項中「住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫にあつては」及び「、都市基盤整備公団にあつては宅地債券原簿を」を削り、同条第二項中「又は宅地債券原簿」を削り、同項第一号、第二号及び第四号中「宅地債券等」を「住宅宅地債券」に改める。

第九条第一項中「、宅地債券等」を「、住宅宅地債券」に、「とする宅地債券等」を「とする住宅宅地債券」に改め、同項第一号中「宅地債券等」を「住宅宅地債券」に改め、同項第二号中「宅地債券等」を

「住宅宅地債券」に改め、「又は宅地債券積立者」を削り、同項第三号から第六号まで及び第八号中「宅地債券等」を「住宅宅地債券」に改め、同条第二項第一号中「宅地債券申込証等」を「住宅宅地債券申込証」に改め、同項第二号中「宅地債券等」を「住宅宅地債券」に改める。

第十条中「、都市基盤整備公団にあつては国土交通大臣」及び「、都市基盤整備公団にあつては国土交通省令」を削る。

附則第二項を次のように改める。

2 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第一項の規定により都市再生機構宅地債券を発行する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一項	及び沖縄振興開発金融公庫 住宅宅地債券	
	、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び都市再生機構宅地債券	
第一条第三項、第二条（見	住宅宅地債券	住宅宅地債券等
	住宅宅地債券等	住宅宅地債券等

<p>第三條の見出し、同条第二項及び第三項、第五條、第九條第二項第一号</p>	<p>第二條</p>	<p>出しを含む。）、第三條第二項第一号から第五号まで、第六條、第七條第一項、第八條第二項第一号及び第二号、第九條第一項第一号、第三号から第六号まで及び第八号並びに第二項第二号</p>
<p>住宅宅地債券申込証</p>	<p>又は沖縄振興開発金融公庫</p>	
<p>住宅宅地債券申込証等</p>	<p>、沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人都市再生機構</p>	

<p>第三条第一項、第四条第一項、第五条、第八条第二項 第四号</p>	<p>住宅宅地債券の</p>	<p>住宅宅地債券等の</p>
<p>第三条第一項</p>	<p>住宅宅地債券申込証</p>	<p>住宅宅地債券申込証又は宅地債券申込証 (以下「住宅宅地債券申込証等」という 。)</p>
<p>第四条第一項</p>	<p>住宅宅地債券を</p>	<p>都市再生機構宅地債券にあつては独立行政法人都市再生機構に係る宅地債券積立者に、住宅宅地債券等を</p>
<p>第四条第二項</p>	<p>ものとし</p>	<p>ものとし、前項の宅地債券積立者とは、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第二項において準用する同法附則第八条（第一号に</p>

---

係る部分を除く。)の規定による特別の  
取扱い又は独立行政法人都市再生機構法  
施行令(平成十六年政令第 号)附  
則第三十五条の規定によりなおその効力  
を有するものとされた新住宅市街地開発  
法施行令(昭和三十八年政令第三百六十  
五号)第六条中独立行政法人都市再生機  
構法施行令附則第三十五条後段の規定に  
より読み替えて適用する新住宅市街地開  
発法施行令第五条第二号に係る部分の規  
定の適用を受けることを希望する者で、  
一定の都市再生機構宅地債券を引き受け  
ることとなる者として発行者が選定した

---

	住宅宅地債券積立者に関し	ものをいうものとし
第五条、第九条第一項 第八条の見出し、同条第二項	住宅宅地債券を 住宅宅地債券原簿	住宅宅地債券等を 住宅宅地債券原簿等
第八条第一項	住宅宅地債券原簿	住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫にあつては住宅宅地債券原簿を、独立行政法人都市再生機構にあつては宅地債券原簿
第九条第一項	住宅宅地債券について	住宅宅地債券等について
第九条第一項第二号	住宅宅地債券積立者	住宅宅地債券積立者又は宅地債券積立者
第十条	財務大臣とし	財務大臣、独立行政法人都市再生機構に

	<p>内閣府令・財務省令とする</p>	<p>あつては国土交通大臣とし</p> <p>内閣府令・財務省令、独立行政法人都市再生機構にあつては国土交通省令とする</p>
--	---------------------	---

(住宅宅地債券及び宅地債券令の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 都市公団が旧都市公団法第五十五条第二項の規定により発行した都市基盤整備公団宅地債券に係る宅地債券原簿については、前条の規定による改正前の住宅宅地債券及び宅地債券令第八条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「発行者」とあるのは「発行者（都市基盤整備公団宅地債券にあつては、独立行政法人都市再生機構）」と、「都市基盤整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」と、「置かなければならない」とあるのは「置かなければならない。ただし、宅地債券原簿にあつては、都市基盤整備公団宅地債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間に限る」とする。

2 都市公団が旧都市公団法附則第十三条第一項の規定により発行した特別住宅債券に係る住宅債券原簿については、前条の規定による改正前の住宅宅地債券及び宅地債券令附則第二項の規定により読み替えて適

用する同令第八条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「発行者」とあるのは「発行者（特別住宅債券にあつては、独立行政法人都市再生機構）」と、「都市基盤整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

（新住宅市街地開発法施行令の一部改正）

第三十四条 新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三 住宅、公益的施設又は特定業務施設の建設又は管理の事業を営む民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、株式会社又は有限会社（地方公共団体が基本金、資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資しているものに限る。）が当該事業の用に供する造成宅地等

第四条第二項第一号中「、都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

第五条第二号中「、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券又は都市基盤整備公団宅地債券」を「又は沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券」に改め、同号ただし書を削る。

第十五条の二第一項中「、都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

(新住宅市街地開発法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 機構が法附則第十二条第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法第二条第一項の新住宅市街地開発事業については、前条の規定による改正前の新住宅市街地開発法施行令の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定による改正前の新住宅市街地開発法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第四条第一項第三号ロ</p>	<p>都市基盤整備公団法</p>	<p>独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法</p>
<p>第四条第二項第一号、第十五条の二第一項</p>	<p>都市基盤整備公団、地域振興整備公団</p>	<p>独立行政法人都市再生機構</p>
<p>第五条第二号</p>	<p>又は都市基盤整備公団宅地債券</p>	<p>、都市基盤整備公団宅地債券又は都市再生機構宅地債券</p>

	都市基盤整備公団宅地債 券で	都市基盤整備公団宅地債券又は都市再生機構宅 地債券で
--	-------------------	-------------------------------

(独立行政法人等登記令の一部改正)

第三十六条 独立行政法人等登記令(昭和三十九年政令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表都市基盤整備公団の項を削る。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令の一部改正)

第三十七条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第十三条第一項を削り、同条第二項中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加え、同項を同条とする。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 機構が法附則第十二条第一項の規定により行う近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備

及び開発に関する法律第二条第五項の造成敷地等及び同条第六項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（第十三条第一項を除く。）の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

2 この政令の施行前に都市公団により近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第四項の工業団地造成事業が施行された土地について前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令第八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、同令第十三条第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

（近畿圏整備法施行令の一部改正）

第三十九条 近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号口中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第三条第一号の表前条第三号イに掲げる施設に係る事業の項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表前条第三号ロに掲げる施設に係る事業の項中「都市基盤整備公団及び地域

振興整備公団」を「及び独立行政法人都市再生機構」に改める。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による不動産登記に関する政令及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による不動産登記に関する政令の一部改正）  
第四十条 次に掲げる政令の規定中「施行者」を「施行者であつた者」に改める。

一 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による不動産登記に関する政令（昭和四十一年政令第二十号）第五条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項並びに第十一条第一項及び第二項

二 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による不動産登記に関する政令（昭和四十七年政令第三百七十六号）第五条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項並びに第十一条第一項及び第二項

（行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正）

第四十一条 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人国立病院機構」の下に「、独立行政法人都市再生機構」を加え、第五号中「都市基盤整備公団、」を削る。

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）

第四十二条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「独立行政法人海洋研究開発機構」の下に「、独立行政法人都市再生機構」を加え、同条第三号中「、本州四国連絡橋公団及び都市基盤整備公団」を「及び本州四国連絡橋公団」に改める。

（流通業務市街地の整備に関する法律施行令の一部改正）

第四十三条 流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

（中部圏開発整備法施行令の一部改正）

第四十四条 中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第十条第一号の表第二条第一号に掲げる施設に係る事業の項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表第二条第二号及び第九条第六号に掲げる施設に係る事業の項中「及び第九条第六号」を削り、「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表第五条第一号に掲げる施設に係る事業の項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表に次のように加える。

第九条第六号に掲げる施設に係る事業
-------------------

地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構
----------------------

（都市再開発法施行令の一部改正）

第四十五条 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「都市基盤整備公団等」を「独立行政法人都市再生機構等」に改める。

「第五節 地方公共団体及び都市基盤整備公団等」を「第五節 地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構等」に改める。

第四十二条第一項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「公団等」を「機構等」に改め、同条第三項中「公団等」を「機構等」に改める。

第四十六条の十五の表附則第五条第二項の項中「附則第五条第二項」を「附則第五条第三項」に改める。  
第五十三条第一項第一号及び第二号中「公団等」を「機構等」に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正)

第四十六条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を「及び独立行政法人都市再生機構」に改める。

第五条第二号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第三号中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(新都市基盤整備法施行令の一部改正)

第四十七条 新都市基盤整備法施行令(昭和四十七年政令第四百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「地方公共団体又は都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「施行者」に改め、「

又は法第二十五条第二項において準用する土地区画整理法第七十一条の三第四項（同条第十五項において準用する場合を含む。）を削る。

第十九条の二中「又は法第二十五条第二項において準用する土地区画整理法第七十一条の三第十二項（法第二十五条第二項において準用する土地区画整理法第七十一条の三第十五項において準用する場合を含む。）」を削る。

第二十条中「若しくは第十三項又は法第二十五条第二項において準用する土地区画整理法第七十一条の三第十項（同条第十五項において準用する場合を含む。）若しくは第十五項」を「又は第十三項」に改める。

第三十二条中「、都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

第三十五条の表第五十五条第一項、第七項から第九項まで、第十二項及び第十三項の項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改め、同表第五十五条第七項及び第九項、第五十六条第二項、第五十八条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項、第五十九条第一項及び第二項、第六十三条第一項から第三項まで、第七十一条の三第十一項及び第十五項、第七十七条第五項、第八十三条、第八十五条第一

項及び第五項、第八十六条第三項、第九十八条第一項、第一百四十四条第四項、第一百七条第二項及び第三項、第一百十一条第一項、第一百十二条第一項の項中「、第七十一条の三第十一項及び第十五項」を削り、同表第五十五条第九項、第七十一条の三第十一項の項中「、第七十一条の三第十一項」を削り、同表第五十八条第三項、第七項及び第八項、第六十二条第一項の項中「地方公共団体の長、都市基盤整備公団総裁又は地域振興整備公団総裁」を「施行者である地方公共団体の長」に改め、同表第七十一条の三第四項及び第十項の項、第七十一条の三第四項、第五項、第七項、第八項、第十項、第十三項及び第十五項の項、第七十一条の三第七項の項、第七十一条の三第八項の項、第七十一条の三第八項、第十項、第十三項及び第十四項の項、第七十一条の三第十四項及び第十五項の項、第七十一条の三第十四項の項及び第七十一条の三第十五項の項を削り、同表第七十二条第一項の項中「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁」を「独立行政法人都市再生機構理事長」に、「公団総裁等」と総称する」を「機構理事長等」という」に、「地方公共団体の長、都市基盤整備公団総裁又は地域振興整備公団総裁」を「施行者である地方公共団体の長」に改め、同表第七十二条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一項の項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「、第三条の二又は

第三条の三」に改め、同表第七十三条第一項の項中「公団等」を「機構等」に改め、同表第七十三条第四項、第七十八条第三項の項中「公団総裁等」を「機構理事長等」に、「地方公共団体の長、都市基盤整備公団総裁又は地域振興整備公団総裁」を「施行者である地方公共団体の長」に改め、同表第八十三条の項中「又は新都市基盤整備法第二十五条第二項において準用する土地区画整理法第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）」を削り、同表第八十五条第五項の項中「次条第五項」の下に「、第八十五条の三第四項、第八十五条の四第五項」を加え、同表第八十八条第六項、第九十五条第七項、第九十八条第三項、第一百十条第五項の項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「、第三条の二又は第三条の三」に改め、同表第一百三十三条第三項の項中「公団等」を「機構等」に改め、「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同表第一百十条第三項及び第八項の項及び第一百十条第四項の項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「、第三条の二又は第三条の三」に改める。

第三十六条の表第一条の二の項中「又は新都市基盤整備法第二十五条第二項において準用する土地区画整理法第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）」を削り、同表第十九条の項中「都市基盤整備公団が」を「独立行政法人都市再生機構が」に、「都市基盤整備公団総裁、地域振

興整備公団が土地区画整理事業を施行する場合における地域振興整備公団総裁」を「独立行政法人都市再生機構理事長」に、「地方公共団体の長、都市基盤整備公団総裁又は地域振興整備公団総裁」を「施行者である地方公共団体の長」に改め、同表第二十条、第二十一条第一項、第三項及び第四項、第二十二条第一項及び第四項、第二十四条第二項、第三項及び第五項、第二十五条から第二十七条まで、第三十三条第三項、第三十五条、第三十八条、第三十九条第二項及び第三項、第四十条第一項から第四項まで、第四十条三項、第四十四条、第四十六条第二項、第四十八条、第五十一条第四項、第五十二条第一項及び第二項、第五十四条の項中「地方公共団体の長、都市基盤整備公団総裁又は地域振興整備公団総裁」を「施行者である地方公共団体の長」に改める。

第三十六条の二第一項中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

(国土利用計画法施行令の一部改正)

第四十八条 国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第九号中「の認可を受け、又は同条第二項」を削る。

第十四条中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(文化財保護法施行令の一部改正)

第四十九条 文化財保護法施行令の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」の下に「、独立行政法人都市再生機構」を加え、「、都市基盤整備公団」を削る。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第五十条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部を次のように改正する。

第一条の二中「住宅宅地審議会」を「社会資本整備審議会」に改める。

第四十六条中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第四十九条第一号の表及び同条第二号の表中「又は第三条の二から第三条の四まで」及び「、第三条の二又は第三条の四」を削り、同条第八号の表第五十八条第三項、第七項及び第八項、第六十二条第一項、第六十五条第一項の項中「都市基盤整備公団総裁」を「独立行政法人都市再生機構理事長」に改め、同表第六十四条、第六十五条第一項及び第三項の項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」

に改め、同条第九号の表中「公団総裁等」を「機構理事長等」に改め、同条第十号の表第七十四条の項中「公団総裁等」を「機構理事長等」に改め、同表第七十九条第一項の項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「、第三条の二又は第三条の三」に改め、同表第八十五条第五項の項中「第八十五条の三第四項」の下に「、第八十五条の四第五項」を加え、同条第十一号の表、同条第十二号の表、同条第十三号の表第八十八条第六項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十五条第七項の項及び同条第十四号の表第九十八条第三項、第一百八条第一項、第一百九条第一項、第一百十条第五項の項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「、第三条の二又は第三条の三」に改め、同表第一百三十三条第三項の項中「公団等」を「機構等」に、「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表第一百十条第三項及び第八項の項及び第一百十条第四項の項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「、第三条の二又は第三条の三」に改める。

第五十条の表第十九条の項中「都市基盤整備公団が」を「独立行政法人都市再生機構が」に、「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団が土地区画整理事業を施行する場合における地域振興整備公団総裁」を「独立行政法人都市再生機構理事長」に、「都市基盤整備公団総裁又は」を「独立行政法人都市再生機

構理事長又は」に改める。

第五十一条第一項、附則第二条及び別表中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正)

第五十一条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」の下に「、独立行政法人都市再生機構」を加え、第二号中「、都市基盤整備公団」を削る。

附則第二項第二号中「独立行政法人統計センター」の下に「、独立行政法人都市再生機構」を加え、同項第四号中「、都市基盤整備公団」を削る。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令の一部改正)

第五十二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令(昭和五十二年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」の下に「、独立行政法人都市再生機構」を加え、同条第二号中「、都市基盤整備公団」を削る。

(司法書士法施行令の一部改正)

第五十三条 司法書士法施行令(昭和五十三年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条各号を次のように改める。

一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。)であつて、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立されたもの又は土地改良法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う同法第三条に規定する資格を有する者

二 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第二条第一項第三号の規定による地籍調査 土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業 土地区画整理組合又は  
同法第三条第一項の規定による施行者

四 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業 同法第四十  
五条第一項の規定による施行者

五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十  
号）第二十八条第一項第一号から第三号まで及び第五号の事業 独立行政法人空港周辺整備機構

六 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業 市街地再開発組合又は同  
法第二条の二第一項若しくは第三項の規定による施行者

七 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に  
関する事業で農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定  
により指定された農業振興地域の区域内において行われるもの 農地保有合理化法人であつて、民法  
第三十四条の規定により設立されたもの（農地保有合理化事業にあつては、当該法人又は農地保有合  
理化法人である農業協同組合）

八 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第七条第一項第一号又は第二項第三号に規定する事業  
農住組合

九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業 防災街区整備事業組合又は同法第百十九条第一項若しくは第三項の規定による施行者

十 独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）第十一条第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの事業 独立行政法人緑資源機構

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号並びに第三項の事業 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援

#### 機構

十二 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号から第三号まで及び第二項の事業 独立行政法人水資源機構

十三 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第一号から第十六号まで並びに第二項及び第三項の事業 独立行政法人都市再生機構（土地区画整理法第三条第一項、都市再

開発法第二条の二第一項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十九条第一項の規定による施行者である場合を除く。）

附則第二項を次のように改める。

（独立行政法人都市再生機構に関する特例）

2 独立行政法人都市再生機構法附則第十二条から第十四条までの規定により独立行政法人都市再生機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第四条第十三号中「並びに第二項及び第三項の事業」とあるのは、「、第二項及び第三項並びに附則第十二条から第十四条までの事業」とする。

（土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第五十四条 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条各号を次のように改める。

一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。）であつて、民法（明治二十九

年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立されたもの又は土地改良法第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う同法第三条に規定する資格を有する者

二 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第二条第一項第三号の規定による地籍調査 土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会

三 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)による土地区画整理事業 土地区画整理組合又は同法第三条第一項の規定による施行者

四 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三百三十四号)による新住宅市街地開発事業 同法第四十条第一項の規定による施行者

五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第一百十号)第二十八条第一項第一号から第三号まで及び第五号の事業 独立行政法人空港周辺整備機構

六 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業 市街地再開発組合又は同法第二条の二第一項若しくは第三項の規定による施行者

- 七 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業で農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内において行われるもの 農地保有合理化法人であつて、民法第三十四条の規定により設立されたもの（農地保有合理化事業にあつては、当該法人又は農地保有合理化法人である農業協同組合）
- 八 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第七条第一項第一号又は第二項第三号に規定する事業  
農住組合
- 九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業 防災街区整備事業組合又は同法第一百十九条第一項若しくは第三項の規定による施行者
- 十 独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）第十一条第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの事業 独立行政法人緑資源機構
- 十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号並びに第三項の事業 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援

## 機構

十二 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号から第三号まで及び第二項の事業 独立行政法人水資源機構

十三 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第一号から第十六号まで並びに第二項及び第三項の事業 独立行政法人都市再生機構（土地区画整理法第三条第一項、都市再生開発法第二条の二第一項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十九条第一項の規定による施行者である場合を除く。）

附則第二項を次のように改める。

（独立行政法人都市再生機構に関する特例）

2 独立行政法人都市再生機構法附則第十二条から第十四条までの規定により独立行政法人都市再生機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第三条第十三号中「並びに第二項及び第三項の事業」とあるのは、「、第二項及び第三項並びに附則第十二条から第十四条までの事業」とする。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令

の一部改正)

第五十五条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置

法施行令(昭和六十二年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二十第十号中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第一項第二号」に改める。

(大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法施行令の一部改正)

第五十六条 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法施行令(昭和六十三年政令第二百

四十七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「、都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

(外国人登録法施行令の一部改正)

第五十七条 外国人登録法施行令(平成四年政令第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三十四号を次のように改める。

三十四 独立行政法人都市再生機構

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正)

第五十八条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号

）の一部を次のように改正する。

目次中「都市基盤整備公団等」を「独立行政法人都市再生機構等」に改める。

「第五款 地方公共団体及び都市基盤整備公団等」を「第五款 地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構等」に改める。

第五十七条中「第三十条第一項」を「第三十条」に改める。

第六十一条第一項第一号及び第二号中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

（環境影響評価法施行令の一部改正）

第五十九条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、「地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）第十九条の三第二項に規定する業務を行う場合につき、同法第十九条の四第一項」を削る。

別表第四の三の項中「、土地区画整理法」を「並びに土地区画整理法」に改め、「並びに地域振興整備公団法第十九条の四第一項」を削る。

(都市基盤整備公団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)

第六十条 都市基盤整備公団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十一年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「都市基盤整備公団は」を「独立行政法人都市再生機構は」に、「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

附則第三条中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(国土交通省設置法第四条第二十九号の業務等を定める政令の一部改正)

第六十一条 国土交通省設置法第四条第二十九号の業務等を定める政令(平成十二年政令第二百九十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国土交通省設置法第四条第二十八号の業務等を定める政令

第一条（見出しを含む。）中「第四条第二十九号」を「第四条第二十八号」に改める。

第二条中「、都市基盤整備公団」を削る。

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第六十二条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十号を次のように改める。

七十 独立行政法人都市再生機構

（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令の一部改正）

第六十三条 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人統計センター」の下に「、独立行政法人都市再生機構」を加え、第三号中「、都市基盤整備公団」を削る。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第六十四条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、都市基盤整備公団」を削り、同条第三号中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」の下に「、独立行政法人都市再生機構」を加える。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部改正)

第六十五条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(平成十三年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条中「都市基盤整備公団(以下「公団」を「独立行政法人都市再生機構(以下「機構」に改め、同条第一号及び第二号中「公団」を「機構」に改める。

第七条の見出し中「公団」を「機構」に改め、同条中「公団に」を「機構に」に改め、同条第一号及び第二号中「公団」を「機構」に改める。

第九条（見出しを含む。）及び第十条（見出しを含む。）中「公団」を「機構」に改める。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第六十六条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第八号

（国土交通省組織令の一部改正）

第六十七条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十三号中「国土交通省設置法第四条第二十九号の業務等を定める政令」を「国土交通省設置法第四条第二十八号の業務等を定める政令」に改める。

第五条第六号を削り、同条第七号中「国土交通省設置法第四条第二十九号の業務等を定める政令」を「国土交通省設置法第四条第二十八号の業務等を定める政令」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第六条第一項第四号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「及び地域振興整備公団が施行する土地区画整理事業（宅地の造成と併せて行うものに限る。）の」を「の土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）に基づく」に改め、同項第五号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号口中「流通業務団地造成事業」の下に「（宅地の造成と併せて行うものに限る。）」を加え、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第十一号及び第十二号」を「前項第十号及び第十一号」に改める。

第七条第一項第十二号中「都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第十四号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同項第十五号中「第三十条第一項」を「第三十条」に改め、同項第十六号を削り、同項第十七号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号中口を削り、八を口とし、二を八とし、同号に次のように加える。

二 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

ホ 流通業務団地造成事業（宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

第七条第一項中第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、同項第十九号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第二十五号」を「前項第二十四号」に改める。

第十条第二号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第九号中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、「及び地域振興整備公団が宅地の造成と併せて行うもの」を削り、「助成及び」の下に「都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく」を加え、同条第十号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第十六条第四号中「国土交通省設置法第四条第二十九号の業務等を定める政令」を「国土交通省設置法第四条第二十八号の業務等を定める政令」に改める。

第二十八条第二号中「第四条第五十八号、第五十九号及び第六十二号」を「第四条第五十七号、第五十八号及び第六十一号」に、「第四条第五十八号及び第六十二号」を「第四条第五十七号及び第六十一号」

に改める。

第六十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第六十八条第三号中「国土交通省設置法第四条第二十九号の業務等を定める政令」を「国土交通省設置法第四条第二十八号の業務等を定める政令」に改める。

第七十三条第三号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「及び地域振興整備公団が施行する土地区画整理事業（宅地の造成と併せて行うものに限る。）の」を「の土地区画整理法に基づく」に改め、同条第四号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号口中「流通業務団地造成事業」の下に「（宅地の造成と併せて行うものに限る。）」を加え、同条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第八十六条第八号を削り、同条第九号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号

とする。

第八十八条第一号中「都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第二号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第四号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号に次のように加える。

八 土地区画整理事業（宅地の造成又は賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

二 流通業務団地造成事業（宅地の造成と併せて行うもの以外のものに限る。）に係る業務

第八十八条第五号を削り、同条第六号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「（昭和四十四年法律第三十八号）」を削り、同号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とする。

第一百五十五条第三号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第二百二十条第四号及び第六号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第七号中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、「及び地域振興整備公団が宅地の造成と併せて行うもの」を削り、「助成及び」の下に「都市再開発法に基づく」を加え、同条第八号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第百八十九条第四号中「国土交通省設置法第四条第二十九号の業務等を定める政令」を「国土交通省設置法第四条第二十八号の業務等を定める政令」に改める。

第百九十三条第一項第三号中「第四条第五十八号及び第六十二号」を「第四条第五十七号及び第六十一号」に改める。

第二百六条第二項中「第四条第五十八号、第五十九号及び第六十二号」を「第四条第五十七号、第五十八号及び第六十一号」に改める。

附則第三条第二項を次のように改める。

2 都市・地域整備局は、第七条第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人都市再生機構の行う独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十条第一項第一号に掲げる業務（同法附則第十六条の規定による改正前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。附則第九条において「旧地域公団法」という。）第十九条第一項第一号イから八までに掲げる業務に係るものに限る。）に関する事。

二 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第七条第一項第一号に掲げる業務（同法附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号。附則第十条の二において「旧事業団法」という。）第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち、都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。）に関する事。

附則第六条中「第六十三条第五号」を「第六十三条第四号」に改める。

附則第八条を削る。

附則第九条を附則第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（都市・地域整備局まちづくり推進課の所掌事務の特例）

第九条 都市・地域整備局まちづくり推進課は、第八十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人都市再生機構の行う独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第一項第一号に掲げる業務（旧地域公団法第十九条第一項第一号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

附則第二十二條中「都市基盤整備公団の行う都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第十一條第一項」を「独立行政法人都市再生機構の行う独立行政法人都市再生機構法附則第十三條第一項」に改める。



## 理由

独立行政法人都市再生機構法の施行に伴い、独立行政法人都市再生機構の評価委員の任命方法、地方公共団体の委託に基づき同機構が建設等を行う根幹的な都市公園の規模、関係地方公共団体の要請に関し必要な事項、同機構が代行する特定公共施設の管理者の権限の範囲、利益の処理及び納付金並びに都市再生債券に關し必要な事項、同機構を国の行政機関とみなして準用する法令の規定等を定める必要があるからである。